

第1回函館市行政不服審査会会議録

開催日時	平成28年7月19日（火曜日） 午前10時																		
開催場所	函館市役所8階第2会議室																		
議 題	<table><tr><td>1</td><td>会長および副会長の選出について</td><td>(公開)</td></tr><tr><td>2</td><td>函館市行政不服審査会運営要領の制定について</td><td>(公開)</td></tr><tr><td>3</td><td>函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領の制定について</td><td>(公開)</td></tr><tr><td>4</td><td>部会の委員の指名について</td><td>(公開)</td></tr><tr><td>5</td><td>函館市行政不服審査会公印取扱要綱の制定について</td><td>(公開)</td></tr><tr><td>6</td><td>その他</td><td>(公開)</td></tr></table>	1	会長および副会長の選出について	(公開)	2	函館市行政不服審査会運営要領の制定について	(公開)	3	函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領の制定について	(公開)	4	部会の委員の指名について	(公開)	5	函館市行政不服審査会公印取扱要綱の制定について	(公開)	6	その他	(公開)
1	会長および副会長の選出について	(公開)																	
2	函館市行政不服審査会運営要領の制定について	(公開)																	
3	函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領の制定について	(公開)																	
4	部会の委員の指名について	(公開)																	
5	函館市行政不服審査会公印取扱要綱の制定について	(公開)																	
6	その他	(公開)																	
出席委員	木立克男 委員 木下元章 委員 鹿野文男 委員 高木康一 委員 永盛恒男 委員 本間裕邦 委員																		
欠席委員	なし																		
事務局の出席者の職氏名	高橋 良弘 総務部長 小林 利行 総務部次長 三浦 祐一 総務部文書法制課長 早瀬 洋 総務部文書法制課主査																		
傍聴者	報道関係者 2名																		

1 開会（午前10時）	
三浦課長	<p>予定のお時間となりましたので、ただいまから、第1回函館市行政不服審査会を開会します。</p> <p>私は会長・副会長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます、文書法制課長の三浦と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日が本審査会の最初の会議となっておりますので、総務部長の高橋から一言御挨拶申し上げます。</p>
2 総務部長挨拶	
高橋部長	<p>皆様おはようございます。総務部長の高橋でございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。</p> <p>本来であれば、市長の工藤が出席しまして、委員就任に当たり御挨拶を申し上げるところでございますが、あいにく他の公務が入っておりまして、代わりに私から一言御挨拶をさせていただきます。</p> <p>皆様におかれましては、この度の行政不服審査会の設置に際しまして、委員への就任について御依頼申し上げましたところ、快く御承諾をいただき、まことにありがとうございました。</p> <p>既に御承知のこととは存じますが、一昨年6月に行政不服審査法が公平性の向上、使いやすさの向上等の観点から、約50年ぶりに抜本的な改正がなされまして、本年4月から施行されております。</p> <p>このたびの改正によりまして、審理の公平性・透明性を高めるため、審査庁が原処分に関与しない職員を審理員に指名し、この審理員が審理を行い、その結果を審理員意見書として審査庁に提出する審理員制度が導入されることとなりました。</p> <p>さらに、裁決の客観性・公平性を高めるため、審査庁が行う裁決の判断の妥当性をチェックする第三者機関の設置が義務づけられたところであり、本市におきましても、市長の附属機関として本審査会を設置すること</p>

	<p>としたものでございます。</p> <p>このように本審査会は、改正法の施行に伴いまして新設された組織でありますことから、その具体的な調査審議の進め方につきましては今後の運用に委ねられることとなりますが、簡易迅速な救済方法としての不服申立制度の理念を踏まえつつ、審査会の運営事務に努めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地から活発な御議論をいただきまして、市民の権利利益の救済、また、一層の行政の適正な運営を確保するため、御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
3 委員の紹介	
三浦課長	<p>それでは、お手元にお配りしてございます委員名簿によりまして、私から、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>(木立委員から五十音順に紹介)</p> <p>函館市行政不服審査会の委員の任期は、4月1日からの3年となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>引き続き、事務局職員の御紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p>
4 議 題	
三浦課長	<p>それでは、次に、議題の「(1) 会長および副会長の選出」に移らせていただきます。</p> <p>函館市行政不服審査法施行条例第5条第2項に「会長および副会長は、委員の互選により定める」と規定してございますので、委員の皆様の互選により、会長・副会長をお選びいただきたいと存じます。</p>
高木委員	事務局から何か御提案はありますか。
三浦課長	<p>ただいま事務局案との御発言がございましたので、事務局から案をお示ししてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

	<p>それでは、会長には本市の公文書公開審査会と個人情報保護審査会の委員に長く御就任いただいております永盛委員を、副会長には法曹界から御就任いただいております本間委員を御提案いたします。皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>御異議がないようですので、会長は永盛委員に、副会長は本間委員に決定させていただきます。</p> <p>永盛委員、本間委員には、それぞれ会長・副会長席にお移り願います。</p> <p>なお、総務部長の高橋と総務部次長の小林につきましては、このあと別の用務が入っておりますので、ここで退席させていただきたいと存じます。</p> <p>(それぞれの席に移動)</p> <p>それでは、これからの議事運営につきましては、施行条例第6条第2項の規定に基づき、会長が議長となって進めていただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
永盛会長	<p>就任に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>ただいま、委員の皆様の御同意を得まして、浅学の身ではございますけれども、会長を務めることになりました永盛でございます。</p> <p>先ほど、高橋総務部長からお話ございましたが、行政不服審査会は平成26年に、全部改正された行政不服審査法が公布されたことにより、裁決の客観性・公平性を高めるため、初めて設置された第三者機関でございます。新たにスタートした不服申立制度において、大変重要な役割を担っているものと認識しております。</p> <p>函館市における不服申立制度がより適正に図られるよう、本審査会の運営に尽力して参りたいと存じますので、委員の皆様の御協力をお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入りたいと思います。</p> <p>はじめに、これからの会議の「公開・非公開」についてお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、会議は公開で行うということで御異議ございませんでしょうか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>御異議がございませんので、そのように決定させていただきます。</p> <p>なお、傍聴される方に議長からお願い申し上げます。引き続き会議は公開で行いますが、会議の進行に支障のないよう御協力をお願いします。</p> <p>それでは、議題の「(2) 函館市行政不服審査会運営要領の制定」についてと「(3) 函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領の制定」につきましては関連がございますので、事務局から一括して説明いただきたいと思っております。</p>
三浦課長	<p>議題の(2)、(3)について御審議いただく前に、行政不服審査制度について概括的に御説明を申し上げます。</p> <p>まずは資料1を御覧ください。「1 行政不服審査法の概要」についてですが、半世紀ぶりに改正された行政不服審査法の目的とするところは、簡易迅速かつ公正な手続で、広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定め、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することであり、具体的な事項として、資料には記載がございませんけれども、かつて60日であった審査請求期間を3か月に延長したことや異議申立てを廃止し、不服申立ての類型を審査請求に一元化したこともさることながら、1の(2)、(3)として記載しております、原処分に関与しない職員を指名し、簡易迅速かつ公正な審理を行う審理員制度の導入、さらには、審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁の諮問に応じ、審査請求事件の調査審議を行う第三者機関として行政不服審査会の設置が義務付けられたことが、新法の大きな特徴となっております。</p> <p>次に、2番目の「行政不服審査会の運営について」でございます。この審査会の運営につきましては、(1)のとおり、まずは不服申立てに関する一般法であるところの、行政不服審査法の規律を受けることとなり、同法の「審査会の組織および運営に必要な事項は条例で定める」との規定に従い、今年3月に(2)の「函館市行政不服審査法施行条例」を制定したところで、資料2として配付させていただいております。</p> <p>さらに、(3)になりますが、同条例の第9条(補則)において、「条例で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会</p>

に諮って定める」ことを規定し、具体的には資料記載のアからウまでの3つの諸規定の整備が必要となることから、このあと、順次御審議いただきたいと考えております。

続いて、3番目の「行政不服審査会の調査審議の基本と権限」でございます。(1)の合議体でございますが、慎重な調査審議が求められる一方で、事件の迅速な解決に向けた効率性を確保するため、原則として調査審議は3人をもって構成する合議体により行い、この合議体の議決が審査会の議決となります。

また、資料※印の「会議ごとの運営の相違点」の欄に記載のある全委員で構成される合議体として、総会とございますが、これにつきましては全委員での調査審議が必要な案件、特に先例答申と異なる結論を出すような場合を念頭に置いておりまして、本審査会においても、今後、答申例を積み重ねていく中で、開催する場面もあろうかと想定をしております。

なお、この「会議ごとの運営の相違点」の表につきましては、右側の「会議の公開等」の欄を除き、資料2の条例第7条(合議体)と、順序は逆になりますが、第6条(審査会の会議)の規定を表で整理したものでございます。

2つ目の※印に移りますが、除外につきましては、この後「函館市行政不服審査会運営要領(案)」の説明の中で改めて触れさせていただきます。

次に(2)ですが、審査庁から提出を受けた諮問書に添付される審理員意見書等の資料を基に、審理手続など審査庁の判断に至るまでの過程の適正性を含め、その判断の妥当性について調査審議を行う書面審査が基本となります。

この提出された書面に係る審査を基本としつつ、(3)のとおり必要があると認めるときは、審査関係人にその主張を記載した書面、あるいは資料(主張書面等)の改めての提出や口頭での説明を求めることもできることとなっております。

なお、審査会で行う口頭意見陳述の特徴としては、下線部になりますが、審理員のもとで全ての審査関係人が一堂に会して行う口頭意見陳述とは異なり、法律では対審的なものは予定しておらず、加えて審査請求人等

の質問権の付与の規定も置かれておりません。

続いて（４）の「審査関係人の申立てに対する判断」ですが、答申案の決定以外に予定される合議体の議決事項となります。

まず、アの審査関係人からの口頭意見陳述の申立てに対するその必要性の判断。続くイとウにつきましては、新法における審査請求人の権利の拡充として、広く文書の閲覧または写しの交付請求が認められたところであり、これと関係する事項となります。審査関係人からの主張書面等の閲覧または交付の請求に関し、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときなど、その閲覧等に係る可否の判断がイ。さらに、これに関連して、審査請求人等の経済的な事情を考慮し、主張書面等写しの交付に係る手数料の減免に係る判断がウでございます。そのようなケースが生じた場面では、合議体としてこれを判断をすることになります。

続いて、３の（５）になりますが、調査審議の迅速性あるいは効率性を確保するための措置として、アの部会長による部会開催前の調査等とイの指名委員による調査ができることとなっております。イの指名委員につきましては、国では、地方・遠隔地に出向いての聞き取り調査などを念頭に置いているようですが、本調査会においては、例えば入院中の審査関係人に対する聞き取りが必要となった場面などで活用できる措置ではないかと考えております。

最後の「４ 調査審議等の流れ 別紙」につきましては、議題（２）の中で御説明を申し上げたいと存じます。

続きまして議題の「（２）函館市行政不服審査会運営要領の制定について」提案理由とその内容について御説明を申し上げます。資料３になります。なお、本件の説明につきましては、資料１の「４ 調査審議の流れ 別紙」と対比させながら御覧ください。

まず、この運営要領（案）につきましては、第１条にありますとおり条例の規定に基づき、審査会の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。この運営要領（案）は、国の行政不服審査会運営規則に準じて作成をしたところで、その内容につきましては、別紙の調査審議等の流れの下半分の部分に黄色く塗られた行政不服審査会の枠がございますが、その枠の右側に「諮問」という記載がございます。おおむねこの「諮問」から、

赤い字の「答申（答申書の交付等）」を経て、最後の裁決書の写しの送付に至るまでのそれぞれの記載事項について、具体的な手続きとそれぞれの場面場面で使われる様式を定めるものが、この運営要領（案）となります。

つまり、この黄色く塗られた枠内とその左右に記載された項目に係る規定で、運営要領（案）が構成されているわけですが、紙幅の関係上、視覚的な分りやすさを優先するあまり条文の番号を省略せざるを得なかったことから、対応する条文をこれより口頭にて紹介することで運営要領（案）の内容の説明とさせていただきます。

まず、「諮問」につきましては、第6条および第7条の規定となります。次に、「審査部会の決定」は、第9条第1項の規定となり、その決定を会長専決事項とするものです。次に、括弧書きで「委員の除斥」とあります。これにつきましては、第4条および第5条が対応条文となります。除斥事由ならびにこれに準じる事情がある場合の委員の皆様からの申出とそれに対して会長が行う措置について規定を設けております。次に、「主張書面等の提出期限の通知」が第10条、「口頭意見陳述申立ての意思確認」が第11条第1項第2号の規定となります。

「主張書面等の提出」、「資料配付」、「調査審議」を飛ばしまして、「主張書面提出の求め」が第12条、「口頭での説明の求め」が第13条の規定となります。「口頭意見陳述の申立て」に対する「陳述の要否を決定」につきましては、第15条第3項に規定しておりますが、申立てを否とする場合には、同項で指定する別記第11号様式に「口頭意見陳述を実施しないこととした理由」を記載し、申立人に通知することとなっております。

なお、資料3の後ろの部分に様式集を付けておりますので、こちらの方も併せて御覧いただければと思います。

次に、「主張書面等の閲覧等の請求」が第16条の規定となり、その第2項に基づいて請求の対象となっている主張書面等の提出人に「閲覧等に係る意見聴取」を行った上で、「閲覧等の可否を決定」これが第16条第3項の規定となります。

なお、閲覧等を否とする場合、認めない場合は、口頭意見陳述と同じく別記様式に「閲覧等を実施しない理由」を記載して、請求人に通知するこ

ととしております。

続いて、「答申案の作成」と「答申案の決定」という合議を経て、朱書、赤文字の「答申」となりますが、「答申の方法」、「答申書の交付等」および青字の「答申書写しの送付」につきましては、それぞれ第25条と第26条として規定を置いております。さらに「会議録の作成」につきましては第29条、「裁決書写しの送付」につきましては、第31条が対応条文となっております。

ここまで、諮問事件の調査審議の流れに沿う形で、審査会運営要領(案)について御説明を申し上げます。なお、その他の調査審議過程における主だった事項につきましては、別紙の右側にある点線枠内にて整理をさせていただきます。

各事項の最後の括弧書きが対応条文となっておりますが、一つだけ触れておきますと、枠の中段ほどに「参考人の陳述または鑑定の求め」とあります。これは、医師などの専門家の意見を求める場面を想定して第14条として参考人等の規定を置いたものです。また、繰返しになりますが、この資料3、審査会運営要領(案)の後ろに、これまで説明した事項のそれぞれの場面で使用する各種様式を添付してございます。

引き続き、議題の「(3) 函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領の制定について」提案理由とその内容について御説明を申し上げます。資料4を御覧ください。

まず、この傍聴等に関する要領(案)につきましては、第1条にありますとおり、これもまた条例の規定に基づき、審査会の公開等および傍聴に関し必要な事項を定めるものでございます。その内容につきましては、本日のような審査会の会議を原則公開、審査請求事件の調査審議を行う合議体を原則非公開とするものでございます。そのほか市における一般的な会議の傍聴規則と同様の構成となっております。

特徴的な点について触れておきますと、合議体につきましては、多くの自治体で、非公開としているようですが、やはり公正性という法の趣旨に鑑み、公開の余地を残すということで、原則非公開とする第2条第2項の定めをしようとするものでございます。これにつきましては、国の行政不服審査会と同じ取扱いとなります。

	<p>以上 議題「(2) 函館市行政不服審査会運営要領の制定について」および議題「(3) 函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領の制定について」を一括で御説明させていただきました。一方的なお伝えとなりましたが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。</p>
永盛会長	<p>ただいま事務局から「行政不服審査制度について」、「函館市行政不服審査法施行条例」、「函館市行政不服審査会運営要領(案)」、「函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領(案)」について説明いただきました。</p> <p>「行政不服審査制度について」は法律に基づいた制度の説明になりますが、「函館市行政不服審査法施行条例」と併せ、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>それでは、「函館市行政不服審査会運営要領(案)」と「函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領(案)」の2点について審議していきたいと思います。運営要領の対応条文につきましては、事務局から丁寧な説明がございました。何か御質問等がありましたらいただきたいと思えます。</p>
木下委員	<p>事前に事務局から資料が届けられていて拝見させていただき、引っかかるところはなかったものですから、特に意見はありませんが、確認的にお聴きします。</p> <p>資料1, 2 ページ目の「3 行政不服審査会の調査審議の基本と権限」に(1) 合議体として2部会を構成とある中で、「原則として調査審議は3人をもって構成する合議体(部会)により行い、この部会の議決が審査会の議決となる。」と書いてあります。実際そのとおり行われると思うんですけども、これを明記した箇所が見つげづらい。これは条例の第7条第1項に含まれているという考えで良いのでしょうか。</p> <p>2部会制を敷き、3人で審議して3人で結論を出して答申書を作る。その際、答申書の責任者は部会長になるのかそれとも会長になるのか。部会で行った審議について、答申書の作成名義は誰になるのでしょうか。</p>
三浦課長	<p>審査会の会長名になります。</p>

木下委員	<p>例えば会長が入っていない部会で審議を行った場合に、一つの結論を出すときは、その最後のプロセスで必ず総会を開くということではないと思っています。違いますよね。部会で審議をして、結論を出して、最終的に部会の中で答申書を作って、ただ最後、答申書の作成名義は会長になるということでもよろしいでしょうか。そういう流れかなと思うんですけども、その辺の根拠となるのが、第7条第1項と考えてよろしいのでしょうか。</p>
三浦課長	<p>そのとおりでございます。条例の第7条が根拠規定となります。</p>
木下委員	<p>分かりました。</p>
三浦課長	<p>これからの運用になりますが、実際にはおそらく部会で最終的な書面を出す段階では、審査会の会長の決裁をいただいて確認をしていくことになりかと思っております。</p>
永盛会長	<p>行政不服審査法施行条例の第7条にある合議体の規定によるということでございます。細かいところ御指摘いただきありがとうございます。</p> <p>第1回目でございます。いろんな意見を仰っていただければと思います。他に何か御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>また、後ほどでも気が付くことがあるかもしれません。その際には事務局にお知らせいただければよろしいでしょうか。</p>
三浦課長	<p>御質問であれば、事務局において個別に対応させていただき、結果は会長にも報告したいと思っております。また、案件により審査会での審議が必要であれば、改めて会議でお諮りしたいと思っております。</p>
永盛会長	<p>事務局の整理で十分であれば、そちらで対応いただくということをお願いいたします。</p> <p>格別そのほかに御質問・御異議がなければ、「函館市行政不服審査会運営要領」と「函館市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領」につきましては、事務局提案の資料3、4の(案)のとおり制定することとし、本日から施行することでもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、御異議がありませんので、そのように決定させていただきます。</p>

	<p>次に、議題の「（４）部会の委員の指名」について、事務局から説明願います。</p>
三浦課長	<p>ただいま制定しました、函館市行政不服審査会運営要領第２条第２項において、「各部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、会長および副会長は同じ部会に属さないものとする。」となっておりますので、会長から御指名いただくこととなります。</p>
永盛会長	<p>まず、事務局から資料を追加配付させていただきますので、御覧ください。</p> <p>（資料配付）</p> <p>お手元に配付のとおり、各委員の選出分野を考慮し、第１部会には私と木下委員、鹿野委員、第２部会には本間副会長、木立委員、高木委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>また、事件の取扱いにつきましては、運営要領第９条により会長が定めることとなっております、差し当たり第１部会から順次割り当てていくことにしたいと思います。</p> <p>次に、議題の「（５）函館市行政不服審査会公印取扱要綱の制定」について、事務局から説明願います。</p>
三浦課長	<p>議題の「（５）函館市行政不服審査会公印取扱要綱の制定について」提案理由を御説明申し上げます。資料５を御覧ください。</p> <p>この要綱（案）は審査会の公印について、必要な事項を定めるものでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。</p>
永盛会長	<p>これは短い条文でございます。御覧いただいて、何か御質問等ありましたらいただきたいと思います。</p> <p>（質問等なし）</p> <p>ございませんので、「函館市行政不服審査会公印取扱要綱」につきましては、事務局提案の資料５の（案）のとおり制定することとし、本日から施行することよろしいでしょうか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、御異議がありませんので、そのように決定させていただきます。</p> <p>次に、議題の「(6) その他」について事務局から説明願います。</p>
三浦課長	<p>事務局からその他として、これまでの函館市における不服申立ての状況について御説明を申し上げます。資料6を御覧ください。</p> <p>平成24年から26年までの3か年で、29件不服申立てがございました。当然、旧制度での数字でございまして、これを資料の2番目になりますが、新法の下での要件でスクリーニングをかけますと、22件という数字になります。</p> <p>年間平均7件程度となりますが、この3か年につきましては、特定案件に係る不服申立てが集中したという特殊な事情がありますことから、見通しとしては、年間で一桁前半の数字に収まっていくのではないかと考えております。</p> <p>また、資料としては配付してございませんけれども、今後の調査審議の予定についてお知らせいたします。この間審査庁から2件の審査請求が見込まれると聞いておりましたが、そのうち1件につきましては請求期間を経過したことから、既に審査請求書を受理している課税処分に関わる事案1件について、これより審理手続が行われることとなります。この案件の本審査会への諮問となりますと、おそらく9月上旬ぐらいになるのではと現時点では見込んでいるところです。</p> <p>以上でございます。</p>
永盛会長	<p>今後の見通しについて、事務局から説明いただきました。まずは1件見込まれるということではよろしいでしょうか。</p>
三浦課長	<p>取下げがない限りそのようになります。</p>
永盛会長	<p>先ほど部会を構成させていただき定めたとおり、第1部会から事件を取り扱うこととなりますので、所属された委員の方にはよろしく願いいたします。</p> <p>年間5件あるかないかという見込で、これが良いことか悪いことか分か</p>

	<p>りませんが、委員の皆様には鋭意よろしくお願ひしたいと思ひます。 事務局から他に何かござひますか。</p>
三浦課長	<p>ありません。</p>
永盛会長	<p>委員の皆様から何かござひますか。 (なしの声あり) その他ないようでござひますので、本日の会議はこれもちまして終了とさせていただきたいと思ひます。 なにぶん最初のことでござひますので、いろいろ不慣れなところもござひました。皆様には御迷惑をおかけしたところもあったと思ひますが、今後、だんだん慣れてくると思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。 本日はどうもありがとうございました。</p>
<p>5 閉会 (午前10時45分)</p>	